

帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人ら（祖父母、父母及び原発事故当時乳幼児の子2名）について、家族別離を理由とする平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるとともに、申立人祖父母及び父母について、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由とする平成23年3月から平成27年3月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び対象期間に係る和解金として、合計金500万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年2月18日

(仲介委員 勝部 浜子)

令和〇年(東)第〇号 X1ほか5名 和解契約書別紙

損害項目	小項目	対象者	期間	金額
日常生活障害慰謝料 (増額分)	家族別離	申立人ら	H23.3～H30.3	2,550,000
	乳幼児の世話	申立人X1、X2、X3、X4	H23.3～H27.3	2,450,000
合計				5,000,000